

今年(二〇二〇年)は青色申告会発足七〇周年を迎えます。



菖蒲園(横須賀)

撮影 増澤氏



一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会
〒240-0044
 保土ヶ谷区仏向町154-2
 ゴトービル2F
 TEL 045-442-7201
 FAX 045-442-7251
 発行人 平井 武男
 編集 広報委員会

確定申告報告

税制指導委員長 増澤 義文

申告会の最大イベント令和元年分確定申告は新型コロナウイルスの影響により申告期間が1ヶ月延長となりました。申告も無事終わり、役員、女性部、指導部、事務局の皆様ご苦労様でした。東京地方税理士会保土ヶ谷支部の先生方、出張会場での指導派遣、e-Tax代理送信等ご協力ありがとうございました。

今年も出張会場の都合で日程がとびとびになり会員の皆様にはご不便お掛けしました。来所者は和田町事務所 2,909名、出張会場(3会場合わせて)819名の来所をいただきました。昨年より継続し相談時間一人1時間と時間制限を実施させて頂き、待ち時間の短縮が見られたと思います。しかしながら記帳点検、個別指導会への不参加でデータ未入力の会員様が多数見受けられました。出来る限り記帳点検指導会等への参加を頂き確定申告時の相談時間短縮にご協力をお願い致します。

皆様のご支援と、ご協力をお願い申し上げます。

提出件数	所得税確定申告	2,673件	(e-Tax	1,120件)
	消費税確定申告	287件	(e-Tax	96件)

※e-Taxは代理送信・本人送信の合計 3月31日までの件数

青色コーナー報告

組織委員長 福島 靖利

今年も2月17日より3月6日迄日石横浜ホールにて横浜中会と合同で青色コーナーを設置致しました。当初は3月16日迄の予定でしたが新型コロナウイルスの影響及び利用者数の大幅減の為3月9日以降が中止になりました。

期間中の青色コーナー利用者数266名(前年292名)入会者数10名(前年34名)24名減という結果になりました。利用者数も平成30年は549名でしたが年々利用者数も大幅減少の傾向にあり、管轄している保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区の利用者が少ない事もあって入会に繋がらないのが実態です。

今後は色々な対策を検討し、入会勧奨に努めてまいります。最後に担当された役員の皆様大変お疲れ様でした。

青色コーナー実績 2/17~3/6 入会者数 10名 青色申請数 51件

※コロナの影響で行事・指導会を変更する場合があります。変更の場合はホームページ上にてお知らせ致します。

～新型コロナウイルス関連～

令和元年分確定申告期限の柔軟な取扱いについて

申告所得税、消費税の申告・納付期限が4月17日(金)以降も可能となりました。また、源泉所得税の納税期限も延長ができるようになりました。

申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出すれば、申告期限延長の取扱いをされます。申告する際には「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を一緒に提出します。詳細は申告会または税務署へお問合せください。

納税が困難な方には猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、要件を満たせば税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り納税が猶予されます。国税局猶予相談センター(TEL:03-6672-3503)

支援策・助成金・融資などのご紹介

保土ヶ谷青色申告会のホームページでも紹介しており下記のサイトへリンクできます。

【経済産業省ホームページ】

- ・支援策
- ・セーフティネット保証制度(中小企業庁)
- ・持続化給付金(感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して再起の糧の給付金)

コールセンターTEL0120-115-570 IP電話専用回線TEL03-6831-0613

【神奈川県ホームページ】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
- ・住居確保給付金

【厚生労働省ホームページ】助成金・支援金TEL0120-60-3999

- ・雇用調整助成金
- ・小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方)
- ・小学校休業等対応助成金(労働者を雇用する事業主の方)

【日本政策金融公庫ホームページ】事業資金相談TEL0120-154-505

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付

共済に加入している皆様へ

新型コロナウイルス感染症に感染し、医師の指示で自宅や臨時施設で治療を受けられた場合も要件を満たすと保険請求できます。

- 全青色共済・疾病入院補償(DSS・所得補償) 申告会 TEL045-442-7201
- かながわ県民共済 TEL0120-371-066
- 神奈川県福祉共済 TEL045-228-0774

所得税の予定納税について

予定納税の必要な方は税務署から通知されますので、申告時にはその通知をお持ちください。

なお、経費にはなりません。確定申告(第3期分)で所得税額から差し引きます。(通常は7月31日、11月30日ですが、今年はコロナの影響でいつになるか分からないそうです。)廃業・業況不振等により予定納税額の減額申請をすることが出来ます。

消費税の中間申告について

中間申告の必要な方は税務署から通知されますので、申告時にはその通知をお持ちください。

なお、租税公課という経費になります。確定申告で消費税額から差し引きます。(通常は8月31日ですが、今年はコロナの影響でいつになるか分からないそうです。)

申告に備えてマイナンバーカードに交換しましょう！詳細は事務所へお問合せください。

申告が済んだらやること!

令和元年分の確定申告書・青色申告決算書(収支内訳書)の再確認

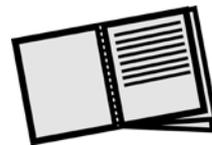
申告書(決算書)に誤りを見つけたら、早急に申告会又は税務署へ提出した後に計算誤りなど申告書・決算書に間違いを見つけた場合、訂正の手続きが必要です。

決算書 収支内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・売上の金額を間違えていた。 ・令和元年に支払った経費の領収書が出てきた。 ・固定資産(車・パソコン)を購入したが減価償却していない。
所得税申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養控除(配偶者控除)にした親族の給与収入が103万円を超えていた。 ・保険の満期金を計算に入れていなかった。 ・年金や給与の収入を間違えていた。 ・給与(アルバイト)の収入を申告の計算に入れていなかった。 ・医療費控除を受けたが、高額療養費等の入金があった。
消費税申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・売上の金額が間違っていた。 ・課税と非課税の区分を間違えていた。 ・事業区分を間違えていた。 ・事業用固定資産の売却額(下取り)を課税売上にしていなかった。

納税額を少なく申告した場合・・・修正申告

申告書(第1表)に正しい申告額を、修正申告書(第5表)にすでに申告した金額を、記入して所轄の税務署に提出します。

あわせて差額を納税します。法定納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。期限はありませんが、出来るだけ早く修正申告してください。
自主的に修正するのと、税務署から指摘を受けて申告するのでは、税額が違います。
※前者の場合過少申告加算税がかかりません。



納税額を多く申告した場合・・・更正の請求

確定申告書を提出した後に申告書に書いた税額等に誤りがあった場合に、申告等をした税額等が実際より多かったときに正しい額に訂正することを求める場合の手続きです。

更正の請求書にすでに申告した金額と訂正後の金額などを記入して所轄の税務署に提出します。その際に更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要です。
提出期限 法定申告期限から5年以内

日曜日指導会 (予約制)

減価償却の計算、記帳でお悩みの方など、ご希望の方は開催日1週間前までにご予約ください。

日 程 6月21日(日) 7月19日(日) 8月30日(日)
場 所 申告会事務所 ※コロナの影響により中止となる場合があります。
指導受付時間 ①9:00 ②10:00 ③11:00 午前のみ1人1時間となります。

- 定員になり次第、予約の受付は終了しますのでお早めにお申込みください。
- ご予約いただいていない方は指導できません。 ○ご予約の無い開催日は指導会を行いません。
- 当日キャンセル、無断欠席をされた場合は以後予約できません。

会計ソフト『ブルーリターンA』個別指導会 (予約制)

確定申告をスムーズに行うために個別の指導会を行います。購入も出来ます。ご希望の日時をお申し込みください。1~3月に何回も指導を受けられた方は必ずお越しください!!

日 程 6月22日(月)~26日(金) 8月24日(月)~28日(金)
場 所 申告会事務所 ※コロナの影響により中止となる場合があります。
指導受付時間 午前9時~11時 午後1時~4時 指導時間は1時間。

源泉指導会のお知らせ 7月1日～7月10日

前期分(1月～6月分)の納付期限は7月10日(金)です。※納期の特例を適用の方

専従者・従業員・アルバイト等に給与支払をされた方は納税額が0円でも納付書の提出が必要です。確定申告時期は源泉指導を行いません。必ずお越しください!

- ◆専従者給与を支払う場合はあらかじめ税務署への届出が必要です。
 - ◆納期限を過ぎると延滞税や不納付加算税の対象になります。
 - ◆納期の特例適用の場合、源泉税の納付(報告)は年2回です。1年分をまとめては出来ません。
- 後期分 7月～12月分…1月20日

持ち物 ①令和2年分の源泉徴収簿(給与支払額・源泉徴収税額を記入したもの) ③源泉税の納付書
②扶養控除申告書(扶養親族の生年月日を必ず記入してください) ④前年分の控

会員の皆様へお知らせ

新型コロナウイルスの影響により、緊急事態宣言が発令され当会も対面指導などの接客を休止し、ご不便をおかけしてまいりましたが、対面指導を再開する事といたしました。

ただし、当面の間は完全予約制で下記のルールで指導を行います。
事前に電話でのご予約をお願い申し上げます。

- ①完全予約制とし、事前予約が必要となります。
- ②事前にご予約のない方の指導は出来ません。
- ③指導時間は1名につき1日1時間に制限します。
- ④事務所には予約時間の10分前からしか入れません。
長時間お持ちいただくスペースはありません。
- ⑤出張会場(農協会場)での指導は当面、行いません。
- ⑥出来る限りマスクの着用をお願い致します。
- ⑦咳や発熱の症状のある方の入室はお控えください。

女性部より 使用済み切手捨てないで!



ご報告 たくさんの使用済み切手と一円玉 2,618円

皆様のあたたかいご協力で心からお礼申し上げます。使用済み切手と一円玉をまとめて、全国青色申告会総連合 女性部の本部へ送付しました。切手は東京都青梅市の目の不自由なお年寄りのホームに送り、愛好家に販売され、ホームの運営資金や盲大学生の奨学金の資金となっています。

使用済みの切手・一円玉を申告会事務所や出張会場などにお持ちください。切手は周囲5ミリ程度残して切り取っていただければ幸いです。よろしく願い申し上げます。



チェック消費税! 申告会で消費税について詳しい説明を受けましょう。

消費税申告では"何も知らない"が一番危険です。申告時期では、届出や記帳は間に合いません。

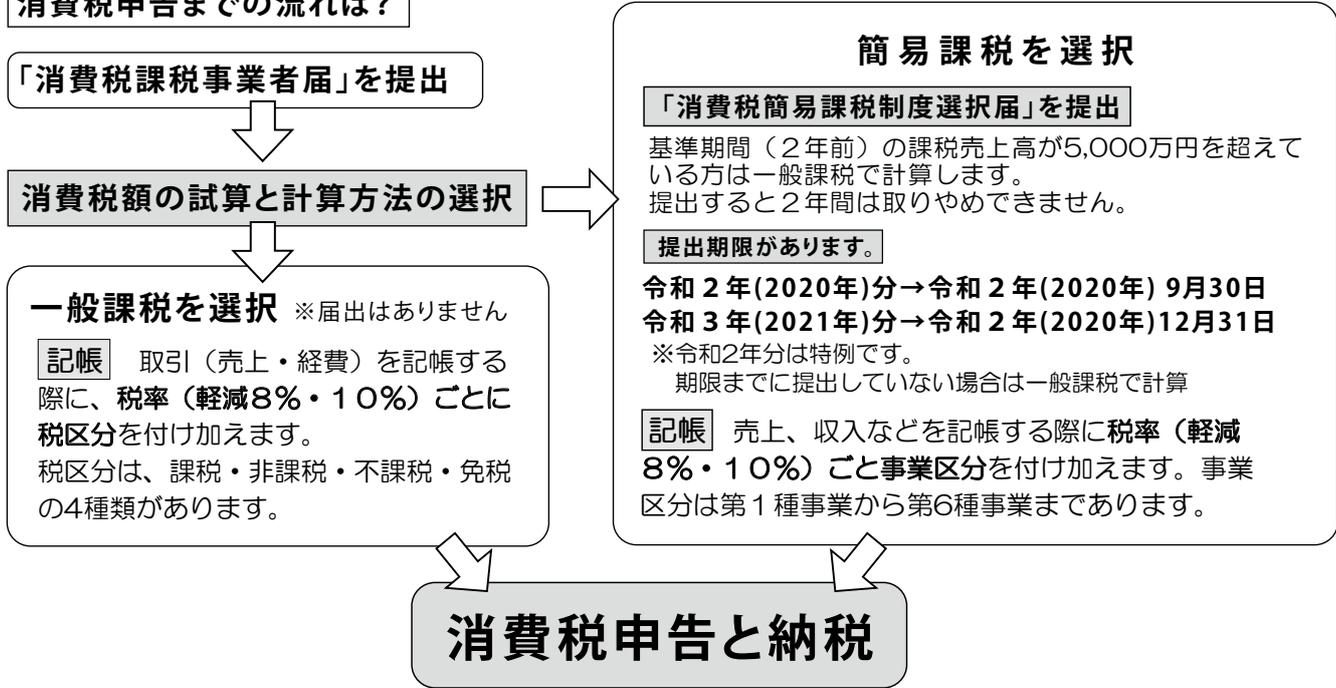
消費税の届出や、記帳をしないまま申告を迎えると思われぬ**高額な納税**になる場合もあります。
また、消費税申告が必要な年に申告を忘れていて、期限後に申告すると**延滞税**や**加算税**がかかります。
そのような場合に、申告会で責任を負うことはできません。
ご自身でしっかり確認して届出や記帳もお忘れなく。

課税売上が1,000万円を超えたら? 消費税申告が必要なのはいつ?

課税売上高が1,000万円を超えている年の**2年後**は消費税申告が必要です。
たとえ2年後に課税売上が1,000万円を超えていなくても申告は必要です。

1,000万円を超えている年	消費税申告が必要な年(2年後)	消費税申告期限
平成30年(2018年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)3月31日
令和元年(2019年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)3月31日

消費税申告までの流れは?



課税事業者(消費税申告をしている方)で課税売上高が1,000万円以下になったら?

[消費税の納税義務者でなくなった旨の届]を提出

課税売上高が1,000万円以下になった年の**2年後**は消費税申告が不要です。
1,000万円以下になった年でも、2年前の課税売上が1,000万円を超えていると申告が必要です。

1,000万円以下になった年	消費税申告が不要な年(2年後)
平年30年(2018年)	令和2年(2020年)
令和元年(2019年)	令和3年(2021年)

ホームページをお持ちの方 申告会のホームページ会員様紹介に無料で掲載しませんか! 詳細は申告会事務所へお問合せください。

横浜市からのお知らせ

●●● 個人住民税は特別徴収で納めましょう ●●●

- ◆個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、毎月の給料の支払時に、所得税と同じように、給料から差し引いて徴収し、従業員の方に代わって、市町村へ納入していただく制度です。
- ◆事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）
- ◆神奈川県及び県内全ての市町村では、神奈川県統一基準を満たす場合のみ、普通徴収が認められます。神奈川県統一基準については、横浜市のホームページをご覧ください。

＜特別徴収に関するよくあるご質問＞

Q 従業員が少ない事業所でも特別徴収しなければいけませんか？

A しなければいけません。ただし、給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」を利用できます。

Q 従業員が退職した場合、どのような手続が必要ですか？

A 特別徴収により住民税を徴収している従業員が退職・転勤等により異動した場合、「給与支払報告（特別徴収）にかかる給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」という。）を提出してください。提出する様式はホームページからダウンロードできます。

※異動届出書は、異動事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。

Q 新しく入社した社員を特別徴収にしたいのですが、どのような手続が必要ですか？

A 「特別徴収への切替依頼書」を記入し、切り替える期の普通徴収の納付書と納税通知書の表面のコピー、納付した期分がある場合は領収書のコピーを添付して横浜市特別徴収センターに提出してください。なお、納期限が過ぎている税額は切り替えられません。ご自身で納付するようお願いください。

【お問合せ先】横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

電話：045-671-4471 受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日を除く）

横浜市 特別徴収

検索

ご不便をおかけしますがよろしくお願い致します。

事務局より

職員研修会
夏期休暇

7月22日(水)
8月11日(火)～14日(金)

事務所は午後お休みさせていただきます。
事務所はお休みさせていただきます。

会員数

令和2年3月末現在

正会員

3,716名

保土ヶ谷区

1,167名

旭区

1,475名

瀬谷区

1,074名

準会員

125名

☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に会より弔慰金が給付されます。お近くの班長または事務局まで早急にご連絡ください。

- 謹んでご冥福をお祈りいたします。
- 平成三十一年
- 野口 はる(事業主)不動産貸付
二月二十六日 九十六才 旭区
- 令和元年
- 高山 幸一(事業主)不動産貸付
九月十一日 七十才 旭区
- 城戸 緑(事業主)不動産貸付
十月三日 八十七才 旭区
- 足立 道雄(事業主)不動産貸付
十月十六日 九十四才 保土ヶ谷区
- 松村 義明(事業主)自動車钣金・塗装
十一月二十五日 八十五才 保土ヶ谷区
- 菊地 喜代子(事業主)不動産貸付
十二月十六日 九十三才 保土ヶ谷区
- 令和二年
- 小高 幾代(事業主)不動産貸付
一月十五日 九十八才 旭区
- 永野 清春(事業主)不動産貸付
一月十六日 七十八才 旭区
- 福本 敏子(事業主)不動産貸付
二月一日 九十八才 保土ヶ谷区
- 岩崎 輝雄(事業主)不動産貸付
二月十七日 九十四才 瀬谷区
- 内田 長吉(事業主)不動産貸付
二月二十一日 八十九才 旭区
- 小林 良子(事業主)不動産貸付
二月二十一日 八十二才 瀬谷区
- 山田 卿壽(配偶者)不動産貸付
三月十五日 八十四才 保土ヶ谷区

訃報

6月の行事 8日(月)～12日(金) 健診・人間ドック

7月の行事 1日(水)～10日(金) 源泉指導会

お知らせください！

転居や廃業をされた方、変更のある方は申告会事務所までご連絡ください。税務署への届出も申告会でお手続きできます。退会をご希望の方は退会届をご提出いただかないと会費がかかります。

指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時 業務終了時間 午後5時 ※土・日・祝日は休み

次回会報は8・9月合併号で8月上旬に配布予定です。

会員増強にご協力をお願いします！開業された方や、ご入会されていない個人事業主の方をご紹介ください。粗品進呈！